『船員行政ニュース』1095 国土交通省海事局 船員政策課

〔ファクスだより〕

医療機関の上手なかかり方

（船員保険部からのお知らせ）

1 気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう

・「健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになる医師のこと」を、かかりつけ医と呼んでいます。

・継続的に同じ医師に診療を受けることで、体質・アレルギーや日頃の生活習慣、これまでかかった病気や出やすい症状などを把握されやすくなります。子どもや家族、ご自身の体のことを考えたとき、「かかりつけ医」の存在はとても大切です。

2 「はしご受診」にご注意を

・医師の指示なく、いくつもの医療機関を転々と受診することを「はしご受診」といいます。

・行く先々で同じ検査を受けると、体力的にも経済的にも大きな負担となります。やむを得ず転院するときは、紹介状をもらって転院することをお勧めします。

3 大病院受診の際、紹介状の有無で費用が変わります

・医療機関では、医療機能を分担して相互に連携し、患者さんに必要な医療を提供するようにしています。これを地域医療連携といいます。

・日頃の治療は身近な「かかりつけ医」へ、より専門的な検査や治療は、かかりつけ医の紹介状によって大病院へというように、大病院に患者さんが集中しないようにしています(紹介状を持たずに大病院を受診すると、診療費とは別に費用がかかります)。

4 「時間外の受診」は、緊急の場合に

・夜間や休日に救急対応する医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのものです。緊急の度合いや症状などをよく考えて受診しましょう。費用の面でも割増料金がかかります。

・「こども医療電話相談 ８０００」では、お子さまの急な体調不良で受診を迷ったときに、看護師や小児科医のアドバイスが受けられます。

・船員保険のご加入者には「船員保険電話健康相談 ０１２０―０１８―６２０」で健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどの相談にアドバイスいたします。